

レセプトの編綴方法について (京都市管内分) (平成18年10月1日現在)

総括表				1. 「国保医科：京都府管内分」用の国保(退職者)・老人・公費診療報酬請求書(兼総括表)を使用する。
前期 (一般・高退 職者)	公費福祉 併用分	9 ・ 7 割		1. 前期高齢者(70歳以上75歳未満)で「高齢受給者証」の受給者で、公費併用分及び福祉(43・44)併用の国保一般・退職者分。
				2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、退職者分も含めて保険者番号の若い順に並べる。 093013(9・7割...公費10～等、福祉43・44)、133033(9・7割...公費10～等、福祉43・44)、133298(9・7割...公費10～等、福祉43・44)、260026(国保一般分)(9・7割...公費10～等、福祉43・44)・(退職者分)(9・7割...公費10～等、福祉43・44)～264010(国保一般分)(9・7割...公費10～等、福祉43・44)・(退職者分)(9・7割...公費10～等、福祉43・44)～264168(国保一般分)(9・7割...公費10～等、福祉43・44)・(退職者分)(9・7割...公費15～等、福祉43・44)の順に並べる。
	単独分	9 ・ 7 割		1. 前期高齢者(70歳以上75歳未満)で「高齢受給者証」の受給者で、他の公費、福祉医療等の受給者証を提示しない国保一般及び国保退職者の単独分。
				2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、退職者分も含めて保険者番号の若い順に並べる。 093013(9・7割)、133033(9・7割)、133298(9・7割)、260026(国保一般分)(9・7割)・(退職者分)(9・7割)～264010(国保一般分)(9・7割)・(退職者分)(9・7割)～264168(国保一般分)(9・7割)・(退職者分)(9・7割)の順に保険者番号を優先に9割～7割に並べる。
国 (一般・退 職分)	公費福祉 併用分	8 ・ 7 割		1. 70歳未満の国保一般・退職者分で、公費併用分及び福祉(41・43・44・45)併用分。
				2. 三歳未満の公費併用分及び福祉併用分。
	単独分	8 ・ 7 割		3. レセプトを保険者別に区分し、退職者分も含めて保険者番号の若い順に並べる。 093013(8・7割...公費10～等、福祉41～等)、133033(8・7割...公費10～等、福祉41～等)、133298(8・7割...公費10～等、福祉41～等)、260026(国保一般分)(8・7割...公費10～等、福祉41～等)・(退職者分)(8・7割...公費10～等、福祉41～等)～264010(国保一般分)(8・7割...公費10～等、福祉41～等)・(退職者分)(8・7割...公費10～等、福祉41～等)～264168(国保一般分)(8・7割...公費10～等、福祉41～等)・(退職者分)(8・7割...公費10～等、福祉41～等)の順に並べる。
				1. 70歳未満の国保一般・退職者分で、他の公費、福祉医療等の受給者証を提示しない国保一般及び国保退職者の単独分。
				2. 三歳未満の国保単独分。
				3. レセプトを保険者別に区分し、退職者分も含めて保険者番号の若い順に並べる。 093013(8・7割)、133033(7割)、133298(7割)、260026(国保一般分)(7割)・(退職者分)(7割)～264010(国保一般分)(7割)・(退職者分)(7割)～264168(国保一般分)(7割)・(退職者分)(7割)の順に並べる
老人保健		9 ・ 7 割		1. 昭和7年9月30日以前生まれの人(一定の障害があり、市区町村の認定を受けた65歳以上の人も同様)で、「医療受給者証」受給の老人保健対象者。
				2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、保険者番号の若い順に並べる。(月遅れも含む) 093013(9・7割)、133033(9・7割)、133298(9・7割)、260026(9・7割)～264010～264168(9・7割)の順に並べる。

特別療養費(資格証明書)のレセプトは、国保(退職者)・老人・公費診療報酬請求書(兼総括表)の直下に綴じてください。

国保の保険者が京都府管内分であって、公費(実施主体者)番号や老人保健の市町村番号が他府県分についても、国保(退職者)・老人・公費診療報酬請求書(兼総括表)の直下に綴じてください。

レセプトの編綴方法について 医 科 (他府県分)

(平成18年10月1日現在)

総括表			1. 「国保医科:他府県分」用の国保(退職者)・老人・公費診療報酬請求書(兼総括表)を使用する。
国 保 一 般 (公費含む)	前期高齢者	9・7割 	1. 前期高齢者(70歳以上75歳未満)で「高齢受給者証」の受給者で、国保単独分及び公費併用の国保分。
			2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、他府県用の請求書を保険者単位に添付し都道府県番号の若い順に並べる。前期高齢者の場合、同一保険者であれば請求書1枚に9割、7割のレセプトを添付しても差し支えない。
			01...北海道(9・7割) ~ 47...沖縄(9・7割)の順に保険者番号を優先に9割~7割に並べる。
			注 前期高齢者の場合、同一保険者であれば一部負担金割合が異なっても他府県用請求書は1枚で差し支えない。
	一般被保険者 3歳未満	8・7割  	1. 70歳未満で国保単独分及び公費併用分で国保の給付割合が「10割」「9割」「8割」「7割」の分。
			2. 3歳未満の国保単独分及び公費併用分。
			3. 以上のレセプトを保険者別に区分し、他府県用の請求書を保険者別に添付する。 243048...組合員(8割)と家族(7割)の請求があっても同一保険者であれば、1枚の請求書で差し支えない。
			4. 以上のレセプトを保険者別に区分し、都道府県の若い順に並べる。
国保退職者 (公費含む)	前期高齢者	9・7割 	1. 前期高齢者(70歳以上75歳未満)で「高齢受給者証」の受給者で、退職者単独分及び公費併用の退職者分。
			2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、他府県用の請求書を保険者単位に添付し都道府県番号の若い順に並べる。前期高齢退職者の場合、同一保険者であれば請求書1枚に9割、7割のレセプトを添付しても差し支えない。
			6701...北海道(9・7割) ~ 6747...沖縄(9・7割)順に都道府県番号を優先に並べる。
	一般被保険者 3歳未満	7割 	1. 70歳未満で退職単独分又は退職公費併用分。
			2. 他府県請求書は保険者別に添付する。
			3. 同一保険者で本人・家族がある場合は、請求書は1枚でも差し支えない。
			4. 以上のレセプトを保険者別に区分し、都道府県の若い順に並べる。 6701...北海道 ~ 6747...沖縄の順に都道府県番号を優先に並べる。
老人保健	9・7割 		1. 昭和7年9月30日以前生まれの人(一定の障害があり、市区町村の認定を受けた65歳以上の人も同様)で、「医療受給者証」受給の老人保健対象者。
			2. 他府県請求書は、保険者別に添付する。同一保険者であれば1枚で差し支えない。
			3. 以上のレセプトを保険者別の給付割合別に区分し、都道府県の若い順に並べる。 01(北海道) ~ 47(沖縄)の9・7割・月遅れの順に並べる。
			注 老人保健の場合、同一保険者であれば一部負担金割合が異なっても他府県請求書は1枚で差し支えない。

同一保険者であれば制度及び給付割合並びに一部負担金割合が異なっても、一枚の他府県用請求書で請求(集計)されても差し支えない。

各保険者別の他府県用請求書は、都道府県(保険者番号)の若い順に並べる。

レセプトの編綴方法について

調剤
(京都府管内分)

(平成18年10月1日現在)

総括表				1. 「国保調剤：京都府管内分」用の国保(退職者)・老人・公費調剤報酬請求書(兼総括表)を使用する。					
前期高齢者	一般	公費併用分	9・7割		1. 前期高齢者(70歳以上75歳未満)で「高齢受給者証」の受給者で、公費併用及び福祉(43・44)併用の国保一般分。				
					2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、保険者番号の若い順に並べる。 093013(9・7割...公費10～等、福祉43・44)、133033(9・7割...公費10～等、福祉43・44)、133298(9・7割...公費10～等、福祉43・44)、260026(9・7割...公費10～等、福祉43・44)～264010(公費10～等、福祉43・44)～264168(9・7割...公費10～等、福祉43・44)の順に並べる。				
		単独分		1. 前期高齢者(70歳以上75歳未満)で「高齢受給者証」の受給者で、他の公費、福祉医療等の受給者証を提示しない国保一般の単独分。					
				2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、保険者番号の若い順に並べる。 093013(9・7割)、133033(9・7割)、133298(9・7割)、260026(国保一般分)(9・7割)～264010(国保一般分)(9・7割)～264168(国保一般分)(9・7割)の順に保険者番号を優先に9割～7割に並べる。					
	退職者分	公費併用分	9・7割		1. 前期高齢者(70歳以上75歳未満)で「高齢受給者証」の受給者で、公費併用及び福祉(43・44)併用の国保退職者分。				
					2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、保険者番号の若い順に並べる。				
		単独分		1. 前期高齢者(70歳以上75歳未満)で「高齢受給者証」の受給者で、他の公費、福祉医療等の受給者証を提示しない国保退職者の単独分。					
				2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、保険者番号の若い順に並べる。					
				国保	一般	公費併用分	8・7割		1. 70歳未満で、公費併用分及び福祉(41・43・44・45)併用分の国保一般分。
									2. 三歳未満の公費併用及び福祉併用の国保分。
単独分		1. 70歳未満で、他の公費、福祉医療等の受給者証を提示しない国保一般の単独分。							
		2. 三歳未満の公費併用及び福祉併用の受給者証を提示しない国保一般の単独分。							
退職者分	8・7割		1. 70歳未満で、公費併用及び福祉(41・43・44・45)併用の国保退職者分。						
			2. 三歳未満の公費併用及び福祉併用の退職者分。						
単独分		1. 70歳未満で、他の公費、福祉医療等の受給者証を提示しない国保退職者の単独分。							
		2. 三歳未満の公費併用及び福祉併用の受給者証を提示しない国保退職者の単独分。							
老人保健	9・7割		1. 昭和7年9月30日以前生まれの人(一定の障害があり、市区町村の認定を受けた65歳以上の人も同様)で、「医療受給者証」受給の老人保健対象者。						
			2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、保険者番号の若い順に並べる。(月遅れも含む) 093013(9・7割)、133033(9・7割)、133298(9・7割)、260026(9・7割)～264010～264168(9・7割)の順に並べる。						

特別療養費(資格証明書)のレセプトは、国保(退職者)・老人・公費調剤報酬請求書(兼総括表)の直下に綴じてください。

国保の保険者が京都府管内分であって、公費(実施主体者)番号や老人保健の市町村番号が他府県分についても、国保(退職者)・老人・公費調剤報酬請求書(兼総括表)の直下に綴じてください。

レセプトの編綴方法について 調 剤 (他府県分)

(平成18年10月1日現在)

前 期 高 齢 者	一 般	公 費 併 用 分	9 ・ 7 割		1. 前期高齢者(70歳以上75歳未満)で「高齢受給者証」の受給者で、公費併用及び福祉(43・44)併用の国保一般分。 2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、他府県用の請求書を保険者単位に添付し都道府県番号の若い順に並べる。 01...北海道(9・7割) ~ 47...沖縄(9・7割)の順に保険者番号を優先に9割~7割に並べる。 注 前期高齢者の場合、同一保険者であれば一部負担金割合が異なっても他府県用請求書は1枚で差し支えない。	
		単 独 分			1. 前期高齢者(70歳以上75歳未満)で「高齢受給者証」の受給者で、他の公費及び福祉等の受給者証を提示しない国保一般の単独分。 2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、他府県用の請求書を保険者単位に添付し都道府県番号の若い順に並べる。	
	退 職 者 分	公 費 併 用 分	9 ・ 7 割		1. 前期高齢者(70歳以上75歳未満)で「高齢受給者証」の受給者で、公費併用及び福祉(43・44)併用の国保退職者分。 2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、他府県用の請求書を保険者単位に添付し都道府県番号の若い順に並べる。	
		単 独 分			1. 前期高齢者(70歳以上75歳未満)で「高齢受給者証」の受給者で、他の公費、福祉等の受給者証を提示しない国保退職者の単独分。 2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、他府県用の請求書を保険者単位に添付し都道府県番号の若い順に並べる。	
	国 保 分	一 般	公 費 併 用 分	8 ・ 7 割		1. 70歳未満で、公費併用及び福祉(41・43・44・45)併用の国保一般分。 2. 三歳未満の公費併用及び福祉併用の国保分。 3. 以上のレセプトを保険者別に区分し、他府県用の請求書を保険者単位に添付し都道府県番号の若い順に並べる。
			単 独 分			1. 70歳未満で、他の公費及び福祉等の受給者証を提示しない国保一般の単独分。 2. 三歳未満の公費併用及び福祉併用の受給者証を提示しない国保一般の単独分。 3. 以上のレセプトを保険者別に区分し、他府県用の請求書を保険者単位に添付し都道府県番号の若い順に並べる。
退 職 者 分		公 費 併 用 分	8 ・ 7 割		1. 70歳未満で、公費併用及び福祉(41・43・44・45)併用の国保退職者分。 2. 三歳未満の公費併用及び福祉併用の国保退職者分。 3. 以上のレセプトを保険者別に区分し、他府県用の請求書を保険者単位に添付し都道府県番号の若い順に並べる。	
		単 独 分			1. 70歳未満で、他の公費及び福祉等の受給者証を提示しない国保退職者の単独分。 2. 三歳未満の公費併用及び福祉併用の受給者証を提示しない国保退職者の単独分。 3. 以上のレセプトを保険者別に区分し、他府県用の請求書を保険者単位に添付し都道府県番号の若い順に並べる。	
老 人 保 健			9 ・ 7 割		1. 昭和7年9月30日以前生まれの人(一定の障害があり、市区町村の認定を受けた65歳以上の人も同様)で、「医療受給者証」受給の老人保健対象者。 2. 以上のレセプトを保険者別に区分し、他府県用の請求書を保険者単位に添付し都道府県番号の若い順に並べる。 01...北海道(9・7割) ~ 47...沖縄(9・7割)の順に保険者番号を優先に9割~7割に並べる。 注 老人保健の場合、同一保険者であれば一部負担金割合が異なっても他府県用請求書は1枚で差し支えない。	

同一保険者であれば給付割合や一部負担金割合が異なっている場合でも、一枚の他府県用請求書で請求(集計)されても差し支えない。

各保険者別の他府県用請求書は、都道府県(保険者番号)の若い順に並べる。

各綴じ区分

綴じる

健診・医保福祉総括表

各種健康診査・予防接種（京都市）及び医保福祉併用分総括表

京都市健診請求書

受診票

基本健康診査

妊婦健康診査

予防接種・・・DPT・DT・麻しん・風しん・日本脳炎・
麻しん・風しん混合

インフルエンザ予防接種

医保福祉医療費請求書

43・44

ピンク用紙（重度心身障害児医療・母（父）子家庭医療）

医保福祉医療費請求書

45

イエロー用紙（乳幼児医療）

診療報酬請求書
（兼総括表）

国保医科：京都府管内分

国保（退職者）・老人・公費診療報酬請求書（兼総括表）

特別療養費

→ 特別療養費（資）→ 前期高齢者・国保分

他県公費・他県老健

→ 他県公費・他県老健（他）→ 前期高齢者・国保分・老人保健

入院レセプト

→ 【入院】前期高齢者（一般・退職）→ 公費・福祉併用分・単独分
→ 【入院】国保分（一般・退職）→ 公費・福祉併用分・単独分
→ 【入院】老人保健分

外来レセプト

前期高齢者

→ 前期高齢者（一般・退職） 公費・福祉併用分
→ 前期高齢者（一般・退職） 単独分

外来レセプト

国保分

→ 国保分（一般・退職） 公費・福祉併用分
→ 国保分（一般・退職） 単独分

外来レセプト

老人保健

前期高齢者と老人保健は保険者番号の若い順に並べる。

【093013（9・7割）133033
（9・7割）～264010～264150
（9・7割）】

一般被保険者分については、給付割合毎に保険者番号の若い順に並べる。

【093013（8割）093013（7割）～260026（7割）～264010～264168（7割）】

診療報酬請求書
（兼総括表）

国保医科：他府県分

国保（退職者）・老人・公費診療報酬請求書（兼総括表）

特別療養費

→ 特別療養費（資）→ 前期高齢者・国保分

他府県請求書

都道府県順に並べる【01（北海道）～47（沖縄県）

→ 他府県請求書は保険者毎に添付する

レセプト

→ 国保一般 → 前期高齢者・一般被保険者（単独分・併用分）
→ 国保退職者 → 前期高齢者・一般被保険者（単独分・併用分）
→ 老人保健分

他府県請求書

以下同じ綴じ方で...

レセプト

保険者毎の他府県請求書とレセプトはホッチキス、紐等で綴じないで提出してください。

が、散逸しないように、十文字に紐等で括ってください。

綴じる

綴じる

各綴り区分

綴
じ
る

健診・医保福祉総括表

各種健康診査・予防接種（京都市）及び医保福祉併用分総括表

医保福祉医療費請求書

(43)・(44)

→ ピンク用紙（重度心身障害者（児）医療・母子家庭医療）

医保福祉医療費請求書

(45)

→ イエロー用紙（乳幼児医療）

診療報酬請求書
（兼総括表）

国保調剤：京都府管内分

国保（退職者）・老人・公費調剤報酬請求書（兼総括表）

特別療養費

→ 特別療養費（資） → 前期高齢者・国保分

他県公費・他県老

→ 他県公費・他県老健（他） → 前期高齢者・国保分・老人保健

外来レセプト

前期高齢者

→ 前期高齢者（一般・退職） 公費・福祉併用分
→ 前期高齢者（一般・退職） 単独分

外来レセプト

国保分

→ 国保分（一般・退職） 公費・福祉併用分
→ 国保分（一般・退職） 単独分

外来レセプト

老人保健

前期高齢者と老人保健は保険者番号の若い順に並べる。

【093013（9・7割）133033
（9・7割）～264010～264168
（9・7割）】

一般被保険者分については、給付割合毎に保険者番号の若い順に並べる。

【093013（8割） 093013（7割）
～260026（7割）～264010～
264168（7割）】

診療報酬請求書
（兼総括表）

国保調剤：他府県分

国保（退職者）・老人・公費調剤報酬請求書（兼総括表）

特別療養費

→ 特別療養費（資） → 前期高齢者・国保分

他府県請求書

都道府県順に並べる【01（北海道）～47（沖縄県）
→ 他府県請求書は保険者毎に添付する

レセプト

前期高齢者 → 一般（併用分・単独分）
退職者（併用分・単独分）
国保分 → 一般（併用分・単独分）・退職者（併用分・単独分）
老人保健分

他府県請求書

↓ 以下同じ綴り方で...

レセプト

保険者毎の他府県請求書とレセプトはホッチキス、紐等で綴じないで提出してください。

が、散逸しないように、十文字に紐等で括ってください。

綴
じ
る

る

綴
じ
る

平成 年 月分 国保（退職者）・老人・公費診療報酬請求書（兼総括表）
市町村長 国保組合理事長 殿 下記のとおり請求する。

仕 分 区 分	点数表区分			
	1			

医 療 機 関 コ ー ド	診療科コード

保 険 医 療 機 関 の
所 在 地
名 称
開 設 者 氏 名
電 話 番 号

〒

印

区 分			療 養 の 給 付							診療 実日数	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養		
			件 数	点 数	一部負担金	他	〒	県	件 数		金 額	標準負担額	
前 一 期 般 ・ 高 退 齢 職 分 者	公費福祉 併用分	入			円							円	
		外											
	単 独 分	入											
		外											
	小 計	入											
		外											
国 一 般 ・ 保 退 職 分	公費福祉 併用分	入											
		外											
	単 独 分	入											
		外											
	小 計	入											
		外											
老 人 保 健		入											
		外											
合 計 (+ +)		入											
		外											

区 分	件 数	点 数
一部負担金 減免・猶予 (再 掲)	入	
	外	
特別療養費 (資)		

事務共助印	受 付 印	審 査 済 印
縦 計 印		
検 証 印		

記載上の留意事項

- 太線枠内のみ記入してください。
- 全国建設（133298）、全国土木（133033）、全国歯科（093013）は京都府管内分の取扱いとなりますので、本総括表に集計してください。
- 「診療科コード」欄は、旧総合病院のみ診療科コード番号を記載してください。
- 他欄→京都府管内の保険者で、他県公費分・他県老健分については、他欄に件数を記載し、レセプトは総括表の下へ綴じてください。
- 長欄→長期高額療養のレセプトには、「特記事項」欄に長と記載し、長欄へ件数を記載してください。
- 原欄→老人被爆者のレセプトには、特記事項に原と記載し、原欄へ件数を記載してください。
- 特別療養費 (資) 欄→レセプトの上部余白に「特別療養費」と朱記し、上記集計には含まず件数のみを記載し、総括表の下に綴じてください。
- 「一部負担金」欄→レセプトの「療養の給付」欄の「保険欄」にかかる一部負担金額を記載してください。
(「療養の給付」欄の「公費」「公費」にかかる一部負担金額は、集計する必要ありません。)
- レセプトの綴じかたは、各制度（前期高齢公費・前期高齢単独・国保公費・国保単独・老人保健）ごとの保険者番号順にご提出をお願い

平成 年 月分
市町村長 国保組合理事長国保（退職者）・老人・公費診療報酬請求書（兼総括表）
殿 下記のとおり請求する。

仕 分 区 分	点数表区分			
	1			
医 療 機 関 コ ー ド		診療科コード		
保 険 医 療 機 関 の 所 在 地 名 称 開 設 者 氏 名 電 話 番 号				
〒				
印				

区 分			療 養 の 給 付						診療 実日数	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養		
			件 数	点 数	一部負担金	円	角	分		件 数	金 額	標準負担額
国 保 一 般 （ 公 費 含 む ）	前 期 高 齢 者	入										
		外										
	一 般 被 保 険 者 3 歳 未 満	入										
		外										
	小 計	入										
		外										
国 保 退 職 者 （ 公 費 含 む ）	前 期 高 齢 者	入										
		外										
	一 般 被 保 険 者 3 歳 未 満	入										
		外										
	小 計	入										
		外										
老 人 保 健	入											
	外											
合 計 (+ +)	入											
	外											

区 分	件 数	点 数
一部負担金 減免・猶予 (再 掲)	入 外	
特 別 療 養 費 (資)		

事務共助印	受 付 印	審 査 済 印
縦 計 印		
検 証 印		

記載上の留意事項

- 太線枠内のみ記入してください。
- 全国建設（133298）、全国土木（133033）、全国歯科（093013）は京都府管内分に集計してください。
- 「診療科コード」欄は、旧総合病院のみ診療科コード番号を記載してください。
- （長）欄→長期高額療養のレセプトには、「特記事項」欄に長と記載し、（長）欄へ件数を記載してください。
- （原）欄→老人被爆者のレセプトには、特記事項に原と記載し、（原）欄へ件数を記載してください。
- 特別療養費（資）欄→レセプトの上部余白に「特別療養費」と朱記し、上記集計には含まず件数のみを記載し、総括表の下に綴じてください。
- 「一部負担金」欄→レセプトの「療養の給付」欄の「保険欄」にかかる一部負担金額を記載してください。
（「療養の給付」欄の「公費」「公費」にかかる一部負担金額は、集計する必要ありません。）
- 他府県用診療報酬請求書は各保険者別に添付してください。
- レセプトの綴じ方は、他府県用診療報酬請求書ごとの保険者番号順にしてご提出をお願いいたします。

印

府番号	医療機関コード					
2 6						

	入								
	外								
	入								
	外								

注意 この請求書については、太線内のみ記入してください。

各種健康診査・予防接種(京都市)及び医保福祉併用分総括表

平成 年 月 分

点数表	医療機関コード	保険医療機関の (薬局)	〒
1		所在地 名称 開設者氏名 電話番号	
医 科			印

区 分	件 数	備 考
基 本 健 康 診 査	件	
妊 婦 健 康 診 査	件	
D P T ・ D T 予 防 接 種	件	
D T 第 期 予 防 接 種	件	
麻 し ん 予 防 接 種	件	
風 し ん 予 防 接 種	件	
日 本 脳 炎 予 防 接 種	件	
M R 予 防 接 種	件	
インフルエンザ予防接種	件	
	件	

区 分	件 数	備 考
フッ化物歯面塗布(歯科)	件	
歯周疾患予防健診(歯科)	件	
	件	

区 分	件 数	備 考
医 保 福 祉 ④③ ④④ 併 用 分	件	
医 保 福 祉 ④⑤ 併 用 分	件	